

○石垣市財務規則第 109 条第 2 項第 1 号に基づく随意契約の事後公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する随意契約について、石垣市財務規則第 109 条第 2 項第 1 号に基づき公表します。

No	契約の名称	契約金額	契約期間	契約の相手方	契約の相手方を先手した理由
1	市道低木維持管理業務	20,867,962	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	公益社団法人 石垣市シルバー人材センター	地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する ため